

第 20 回教育委員会定例会 案件表

○ 日 時

令和7年10月24日(金) 午前10時00分から

○ 議 題

1 議 案

- (1) 議案第36号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに
学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

(資料1)

2 陳 情

- (1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和7年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価
について〔継続審議〕

4 報 告

- (1) 教育長報告

- ① 練馬区立練馬小学校の校舎等改築について (資料2)
- ② 練馬区立大泉第二小学校の校舎等改築について (資料3)
- ③ 練馬区立大泉第三小学校の長寿命化改修について (資料4)
- ④ 練馬区立石神井西中学校の長寿命化改修について (資料5)
- ⑤ 練馬区立石神井小学校校舎増築基本設計概要について (資料6)
- ⑥ 練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校校舎等改築スケジュール等
の変更について (資料7)
- ⑦ その他

議案第 3 6 号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 0 月 2 4 日

提出者 教育長 三 浦 康 彰

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の
公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

このことについて、別紙のとおり改正するものとする。

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例施行規則（平成14年 3 月練馬区教育委員会規則第 8 号）
の一部をつぎのように改正する。

第 5 号様式をつぎのように改める。

第5号様式（第4条関係）

（表面）

公務災害休業補償請求書（第 回）

※支給 年 月 日	※決定 年 月 日	※受理 年 月 日
--------------------	--------------------	--------------------

所 属 長 の 証 明	公傷認定番号 第 号		傷病者 職氏名 年 月 日生（ 歳）		年 月 日 負傷・発病			
	療養のため 休業した期間		年 月 日から 年 月 日まで		扶養親族加算額の内訳			
	補償基礎額	条例第3条第2項 の補償基礎額	(A)	円	扶養親族 金額	金額	人数	合計 金額
		条例第3条第3項 および第4項の扶 養親族加算額	(B)	円	子	円	人	円
					15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する 日以後の最初の3月31日ま での間にある子			
					その他の扶養親族			
	合 計 (A) + (B)		(C)	円	特定経験年数学校医等 のその他の扶養親族			
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日							
	所属長 印							
	医 師 の 証 明	傷病名		傷病の部位				
傷病の経過		年 月 日 治癒・死亡・転医・中止・継続中						
療養のため勤務する ことができなかった と認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで		最終の 実診療 年月日	年 月 日			
上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日								
病院（診療所）の所在地 名称および医師名 印								
厚生年金保険 法等の適用		の被保険者で ある。 被保険者でない。		被保険者証書の番号		所轄社会保険事務所名等		
休 業 補 償 請 求 額 の 計 算	療養のため休業した期間の うち給与その他の業務上の 収入を得ることができな かった期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間のうち 日 (D)			
	通常の場合	補償基礎額(C)		休業期間(D)		請求額		
	円×60/100×		日＝		円			
条例第10条または条例付則第8 条の規定により支給額が制限さ れ、または調整される場合								
休業補償請求金額				円				
上記の休業補償を請求します。 年 月 日								
練馬区教育委員会 殿				住 所 氏 名 印				

備考 1 写しとも2部提出すること。 2 ※の欄には記入しないこと。

事務担当者	係名		氏名		電話	
-------	----	--	----	--	----	--

(裏面)

扶 養 親 族 調 書

氏 名	続 柄	職 業	年 齢	住 所

医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数調書

- 1 免許取得年月日 年 月 日
- 2 卒 業 学 校 名
- 3 学 位 の 有 無 博 士 修 士 な し
- 4 そ の 他

上記の記載事項は事実と相違ないことを認めます。

年 月 日

氏 名 印

令和 7 年 10 月 24 日

教育振興部保健給食課

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例（平成14年 3 月19日条例第43号）の一部改正を踏まえ、練馬区立小
学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則（平成14年 3 月練馬区教育委員会規則第 8 号）の一部を改正し、第 5 号
様式を改める。

2 施行期日

公布の日

3 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案																
本 則 〔略〕	本 則 〔略〕																
付 則 〔略〕	付 則 〔略〕																
	付 則																
	(施行期日)																
	1 この規則は、公布の日から施行する。																
	(経過措置)																
	2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの期間におけるこの規則による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第5号様式中																
	「																
	<table><tr><th>子</th><th>円</th><th>人</th><th>円</th></tr><tr><td>15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の扶養親族</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特定経験年数学校医等のその他の扶養親族</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	子	円	人	円	15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子				その他の扶養親族				特定経験年数学校医等のその他の扶養親族			
子	円	人	円														
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子																	
その他の扶養親族																	
特定経験年数学校医等のその他の扶養親族																	
	」																
	とあるのは																
	「																
	<table><tr><th>配偶者 (特定経験年数学校医等の配偶者を除く。)</th><th>円</th><th>人</th><th>円</th></tr><tr><td></td><td></td><td>1</td><td></td></tr><tr><th>子</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	配偶者 (特定経験年数学校医等の配偶者を除く。)	円	人	円			1		子				15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後			
配偶者 (特定経験年数学校医等の配偶者を除く。)	円	人	円														
		1															
子																	
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後																	

<u>の最初の3月31日ま での間にある子</u>			
<u>その他の扶養親族</u>			
<u>特定経験年数学校医等 のその他の扶養親族</u>			

」

とする。

3 新規則第5号様式の規定は、施行日以
後に支給すべき事由が生じた休業補償に
ついて適用し、施行日前に支給すべき事
由が生じた休業補償については、当該規
定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、この規則による
改正前の練馬区立小学校および中学校の
学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例施行規則第
5号様式による用紙で、現に残存するも
のは、所要の修正を加え、なお使用する
ことができる。

第5号様式 別紙のとおり

第5号様式 別紙のとおり

(表面)

公務災害休業補償請求書（第 回）

※支給 年 月 日	※決定 年 月 日	※受理 年 月 日
--------------------	--------------------	--------------------

所 属 長 の 証 明	公 傷 認 定 番 号 第 号		傷病者 職氏名 年 月 日生 (歳)		年 月 日 負 傷 ・ 発 病				
	療 養 の た め 休 業 し た 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		扶 養 親 族 加 算 額 の 内 訳				
	補 償 基 礎 額	条例第3条第2項 の補償基礎額	(A)	円	扶養親族		金 額	人 数	合 計 金 額
					配偶者		円	人	円
		条例第3条第3項 および第4項の扶 養親族加算額	(B)	円	特定経験年数学校医 等の配偶者			1	
					子				
	合 計 (A) + (B)	(C)	円	その他の扶養親族					
				特定経験年数学校医等 のその他の扶養親族					
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日								
	所属長 印								
医 師 の 証 明	傷 病 名		傷病の部位						
	傷 病 の 経 過		年 月 日 治癒・死亡・転医・中止・継続中						
	療養のため勤務する ことができなかった と認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで		最終の 実診療 年月日	年 月 日			
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日								
病院(診療所)の所在地 名 称 お よ び 医 師 名 印									
厚生年金保険 法等の適用		の被保険者で ある。 被保険者でない。		被保険者証書の番号		所轄社会保険事務所名等			
休 業 補 償 請 求 額 の 計 算	療養のため休業した期間の うち給与その他の業務上の 収入を得ることができな かった期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間のうち		日 (D)		
	通常の場合		補償基礎額(C)		休業期間(D)		請 求 額		
	条例第10条または条例付則第8 条の規定により支給額が制限さ れ、または調整される場合		円×60/100×		日 =		円		
休 業 補 償 請 求 金 額		円							
上記の休業補償を請求します。 年 月 日									
住所 氏 名 印									
練馬区教育委員会 殿									

備考 1 写しとも2部提出すること。
2 ※の欄には記入しないこと。

事務担当者	係名		氏名		電話	
-------	----	--	----	--	----	--

(裏面)

扶 養 親 族 調 書

氏 名	続 柄	職 業	年 齢	住 所

医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数調書

- 1 免許取得年月日 年 月 日
- 2 卒 業 学 校 名
- 3 学 位 の 有 無 博 士 修 士 な し
- 4 そ の 他

上記の記載事項は事実と相違ないことを認めます。

年 月 日

氏 名 印

(表面)

公務災害休業補償請求書（第 回）

※支給 年 月 日	※決定 年 月 日	※受理 年 月 日
--------------------	--------------------	--------------------

所 属 長 の 証 明	公 傷 認 定 番 号 第 号		傷病者 職氏名 年 月 日生（ 歳）		年 月 日 負 傷 ・ 発 病			
	療 養 の た め 休 業 し た 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		扶 養 親 族 加 算 額 の 内 訳			
	補 償 基 礎 額	条例第3条第2項 の補償基礎額	(A)	円	扶養親族 金 額	金 額	人 数	合 計 金 額
		条例第3条第3項 および第4項の扶 養親族加算額	(B)	円	子	円	人	円
				15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する 日以後の最初の3月31日ま での間にある子				
				その他の扶養親族				
	合 計 (A) + (B)		(C)	円	特定経験年数学校医等 のその他の扶養親族			
	上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日							
	所属長 印							
	医 師 の 証 明	傷 病 名		傷病の部位				
傷 病 の 経 過		年 月 日 治癒・死亡・転医・中止・継続中						
療養のため勤務する ことができなかった と認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで		最終の 実診療 年月日	年 月 日			
上記のことは事実と相違ないことを証明します。 年 月 日								
病院（診療所）の所在地 名 称 お よ び 医 師 名 印								
厚生年金保険 法等の適用		の被保険者で ある。 被保険者でない。		被保険者証書の番号		所轄社会保険事務所名等		
休 業 補 償 請 求 額 の 計 算	療養のため休業した期間の うち給与その他の業務上の 収入を得ることができな かった期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間のうち 日 (D)			
	通常の場合	補償基礎額(C)		休業期間(D)		請 求 額		
			円×60/100×		日 = 円			
	条例第10条または条例付則第8 条の規定により支給額が制限さ れ、または調整される場合							
休 業 補 償 請 求 金 額				円				
上記の休業補償を請求します。 年 月 日								
練馬区教育委員会 殿				住 所 氏 名 印				

備考 1 写しとも2部提出すること 2 ※の欄には記入しないこと。

事務担当者	係名		氏名		電話	
-------	----	--	----	--	----	--

(裏面)

扶 養 親 族 調 書

氏 名	続 柄	職 業	年 齢	住 所

医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数調書

- 1 免許取得年月日 年 月 日
- 2 卒 業 学 校 名
- 3 学 位 の 有 無 博 士 修 士 な し
- 4 そ の 他

上記の記載事項は事実と相違ないことを認めます。

年 月 日

氏 名 印

令和 7 年 10 月 24 日
教育振興部学校施設課

練馬区立練馬小学校の校舎等改築について

「練馬区公共施設等総合管理計画 実施計画」に基づき、練馬区立練馬小学校の校舎を、下記のとおり改築する。

記

1 施設の現況

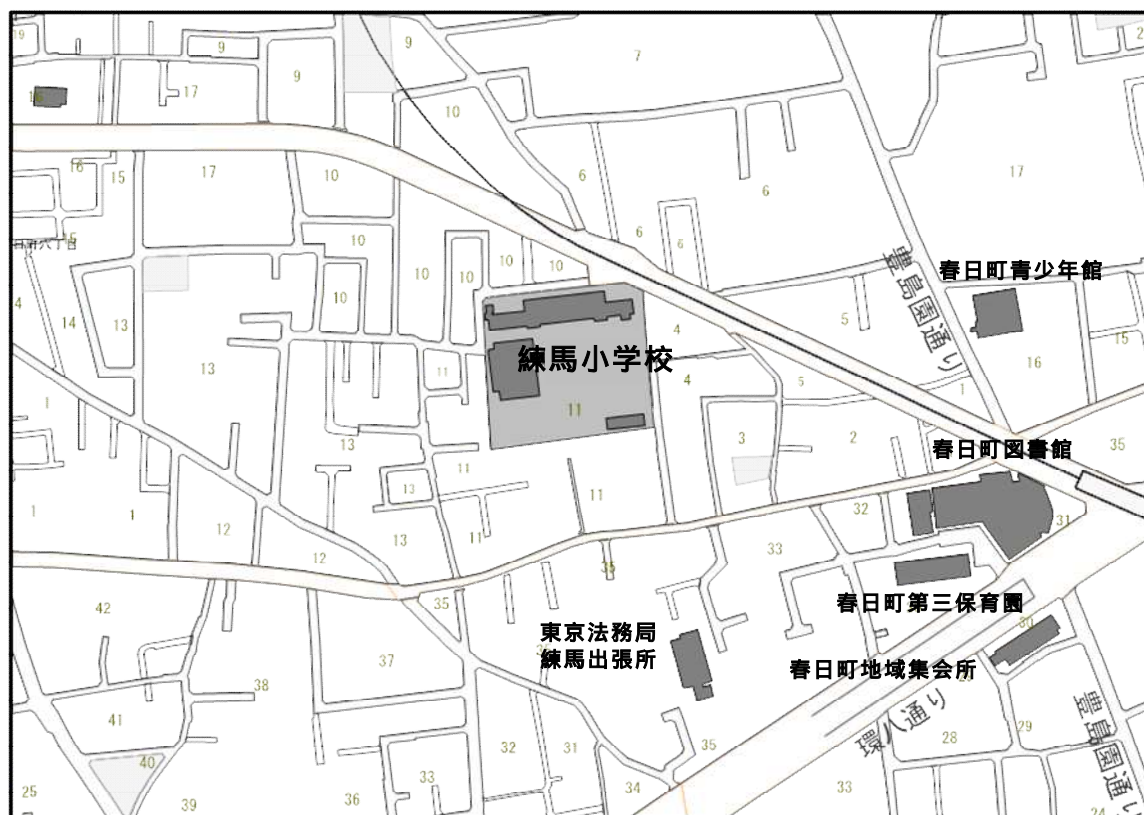
〔校舎〕

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 所在地 | 練馬区春日町六丁目 11 番 36 号 |
| (2) 敷地面積 | 12,243 m ² |
| (3) 延床面積 | 4,775 m ² |
| (4) 建設年次 | 昭和 38 年（築 62 年） |
| (5) 構造 | 鉄筋コンクリート造 4 階建 |
| (6) 学校規模 | 16 学級（児童数 427 名） |

2 改築スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 基本・実施設計 | 令和 7 年度～令和 10 年度 |
| (2) 改築工事 | 令和 10 年度～令和 13 年度 |

練馬区立練馬小学校 案内図



令和 7 年 10 月 24 日
教育振興部学校施設課

練馬区立大泉第二小学校の校舎等改築について

「練馬区公共施設等総合管理計画（実施計画）」に基づき、練馬区立大泉第二小学校の校舎および体育館を、下記のとおり改築する。

記

1 施設の現況

〔校舎〕

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 所在地 | 練馬区南大泉四丁目 29 番 11 号 |
| (2) 敷地面積 | 12,229 m ² |
| (3) 延床面積 | 5,752 m ² |
| (4) 建設年次 | 昭和 39 年（築 61 年） |
| (5) 構造 | 鉄筋コンクリート造 4 階建 |
| (6) 学校規模 | 24 学級（児童数 705 名） |

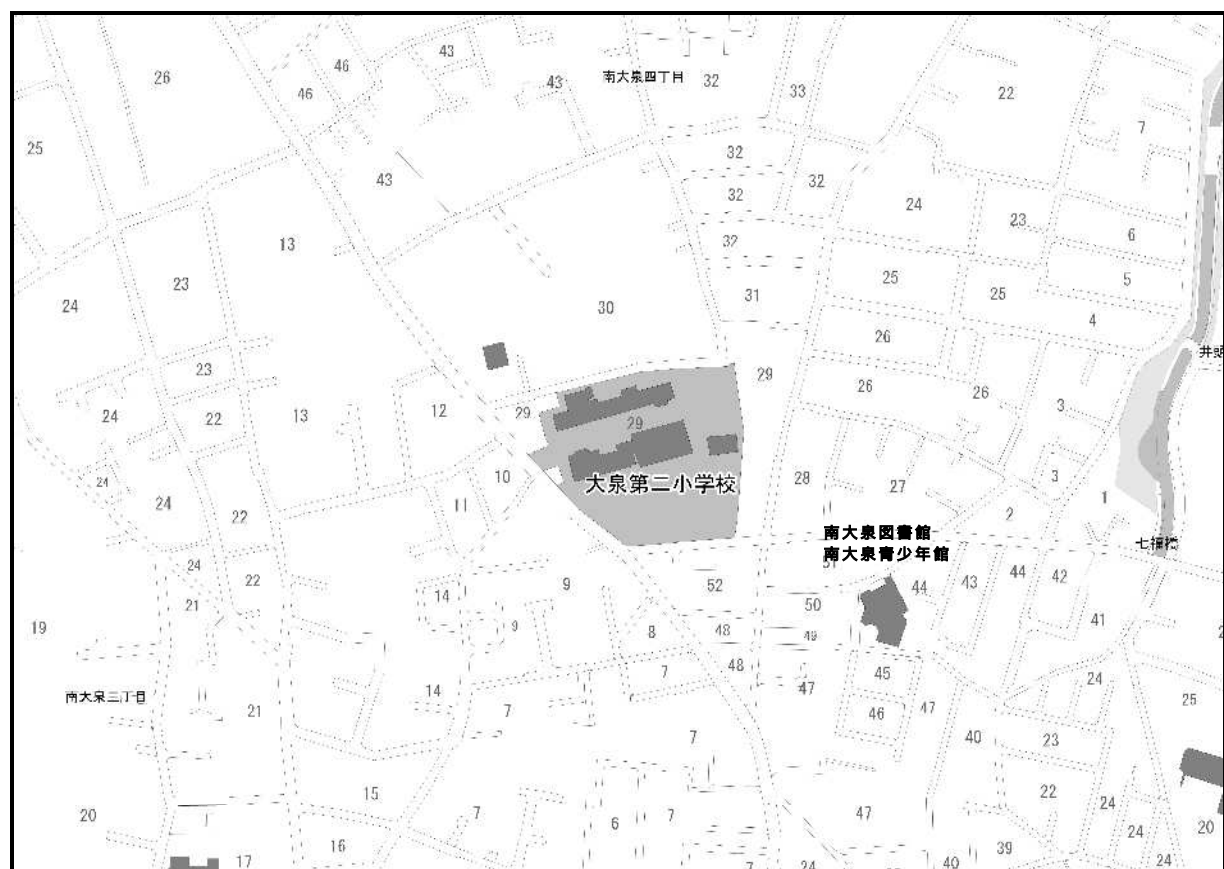
〔体育館〕

- | | |
|----------|--------------------|
| (1) 延床面積 | 667 m ² |
| (2) 建築年次 | 昭和 50 年（築 50 年） |
| (3) 構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建 |

2 改築スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 基本・実施設計 | 令和 7 年度～令和 10 年度 |
| (2) 改築工事 | 令和 10 年度～令和 13 年度 |

練馬区立大泉第二小学校 案内図



令和 7 年 10 月 24 日
教育振興部学校施設課

練馬区立大泉第三小学校の長寿命化改修について

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」に基づき、練馬区立大泉第三小学校の校舎について、下記のとおり長寿命化改修を行う。

記

1 施設の現況

〔校舎〕

- | | |
|----------|---|
| (1) 所在地 | 練馬区大泉学園町三丁目 22 番 1 号 |
| (2) 敷地面積 | 14,425 m ² |
| (3) 延床面積 | 5,711 m ² |
| (4) 建設年次 | 昭和 40 年（築 60 年） |
| (5) 構造 | 鉄筋コンクリート造 3 階建 |
| (6) 学校規模 | 15 学級（児童数 478 名）
特別支援学級 5 学級（児童数 35 名） |

2 改修スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 基本・実施設計 | 令和 7 年度～令和 9 年度 |
| (2) 改修工事 | 令和 10 年度～令和 11 年度 |

練馬区立大泉第三小学校 案内図



令和 7 年 10 月 24 日
教育振興部学校施設課

練馬区立石神井西中学校の長寿命化改修について

「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」に基づき、練馬区立石神井西中学校の校舎について、下記のとおり長寿命化改修を行う。

記

1 施設の現況

〔校舎〕

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 所在地 | 練馬区関町南三丁目 10 番 3 号 |
| (2) 敷地面積 | 15,920 m ² |
| (3) 延床面積 | 6,701 m ² |
| (4) 建設年次 | 昭和 40 年（築 60 年） |
| (5) 構造 | 鉄筋コンクリート造 4 階建 |
| (6) 学校規模 | 18 学級（生徒数 678 名） |

2 改修スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 基本・実施設計 | 令和 7 年度～令和 9 年度 |
| (2) 改修工事 | 令和 10 年度～令和 11 年度 |

練馬区立石神井西中学校 案内図



令和 7 年 10 月 24 日
教育振興部学校施設課

練馬区立石神井小学校校舎増築基本設計概要について

練馬区立石神井小学校の増築にあたり、このたび基本設計が完了したので、その概要について下記のとおり報告する。

記

1 設計方針

- (1) 既存校舎内の普通教室化工事を行っても、なお不足する教室を増築により確保する。
- (2) 必要な教室数を確保しながら、可能な限り校庭の面積を確保する。
- (3) 段差の解消、バリアフリースイレやエレベーターの設置によりバリアフリー化を推進する。

2 施設概要

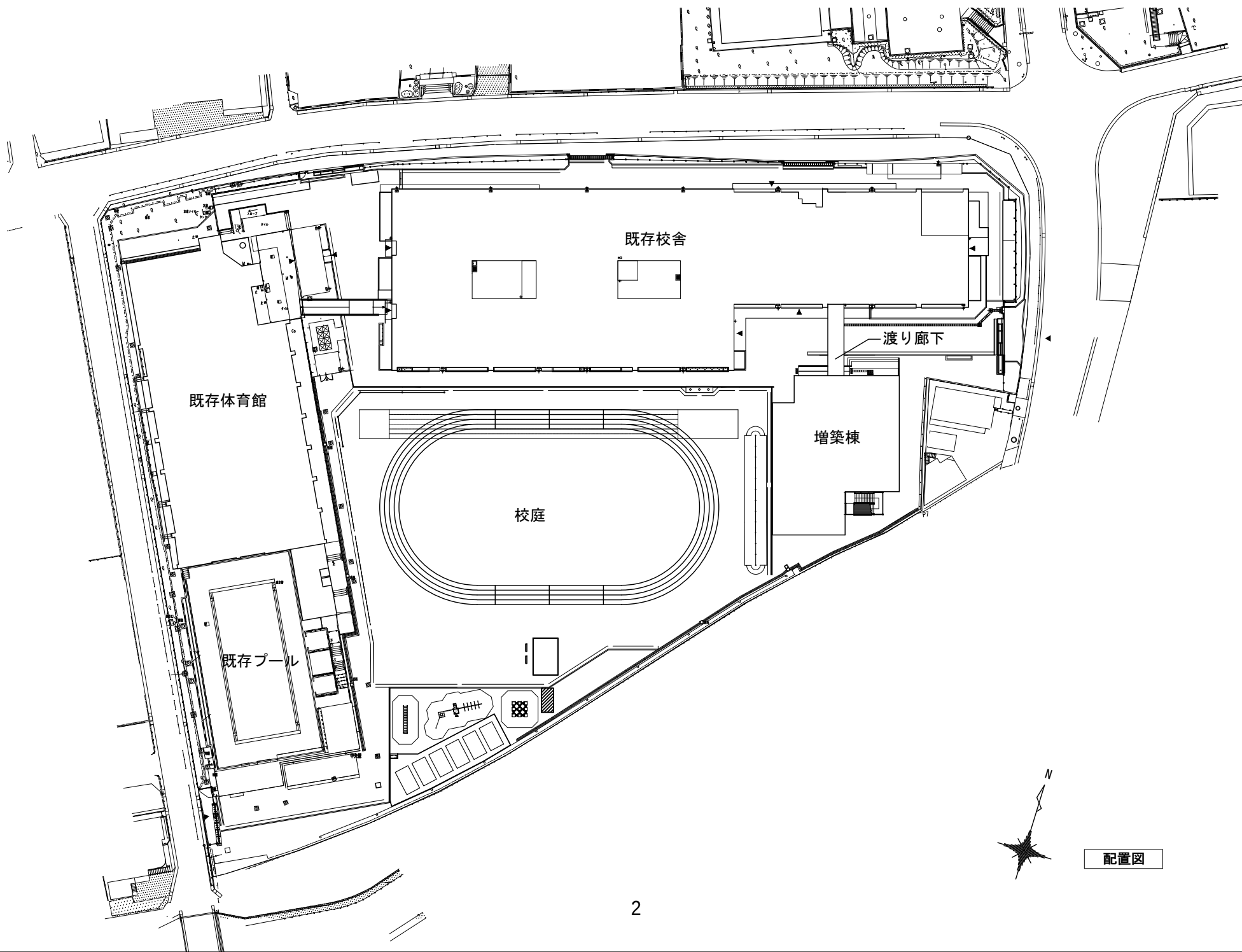
構 造：軽量鉄骨造 2 階建（教室棟）、重量鉄骨造（渡り廊下）

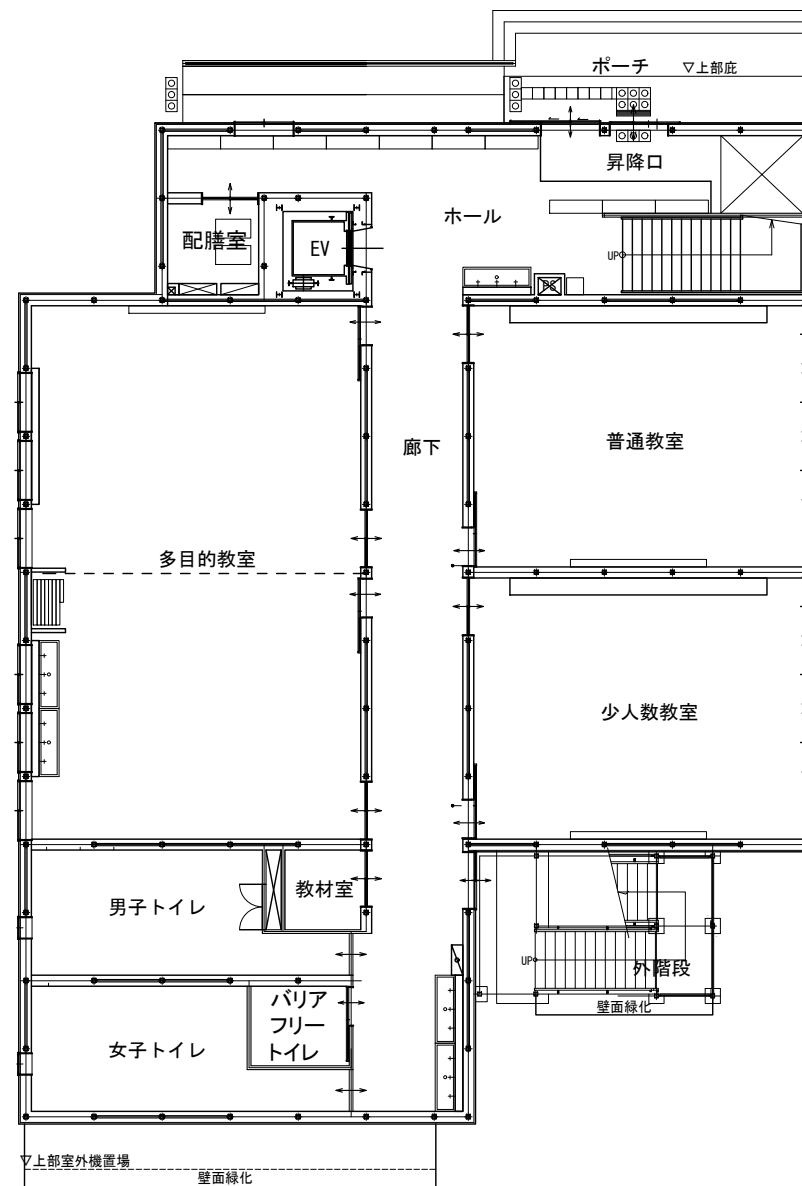
延床面積：約 960 m²

計画諸室：普通教室、少人数教室、多目的室、教材室等

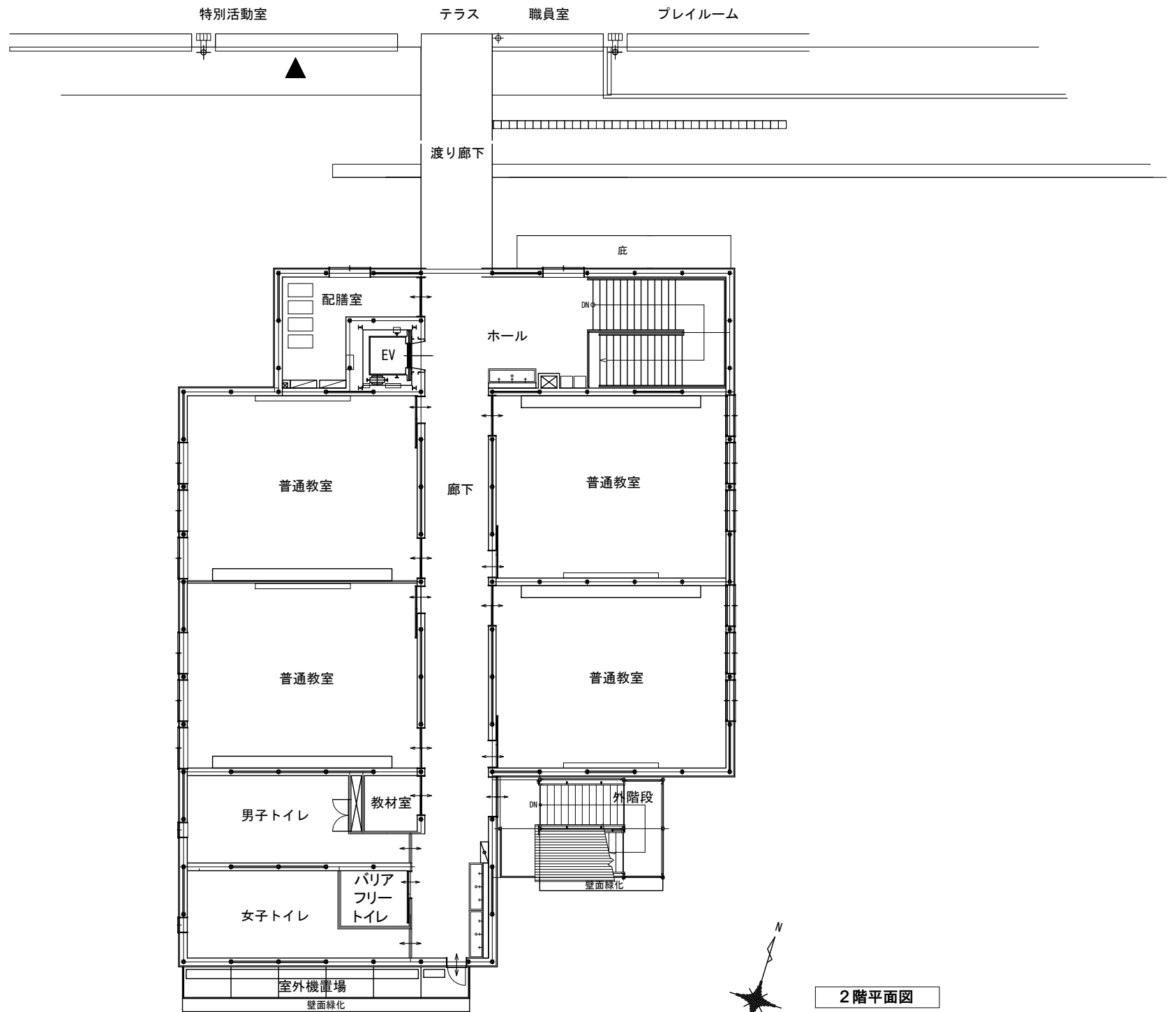
3 配置図、平面図および工事スケジュール

添付のとおり

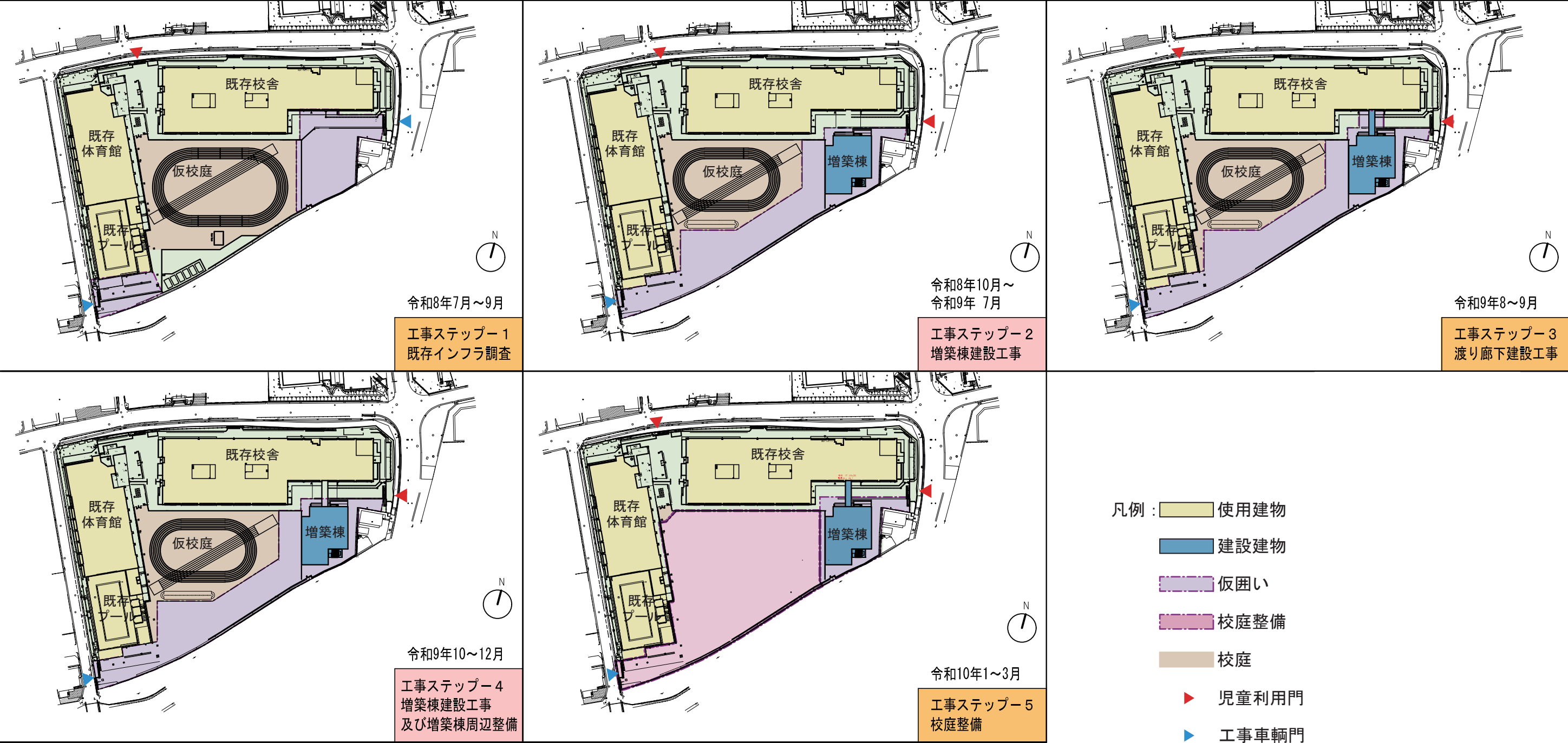




1 階平面図



■工事ステップ図



■事業工程表

		令和7年度					令和8年度												令和9年度												令和10年度		
		2025 (令和7年)				2026 (令和8年)												2027 (令和9年)												2028 (令和10年)			
		9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
											ステップ1		ステップ2						ステップ3		ステップ4		ステップ5										
	増築工事							入札手続き		承認				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18		
										2 定	※既存インフラ調査		現場着工		※既存インフラ切り回し工事																		
	増築EV工事	●起工・入札・開札											図面作成・計画通知などの期間														1	2	3				

令和 7 年 10 月 24 日
教育振興部学校施設課

練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校
校舎等改築スケジュール等の変更について

1 状況

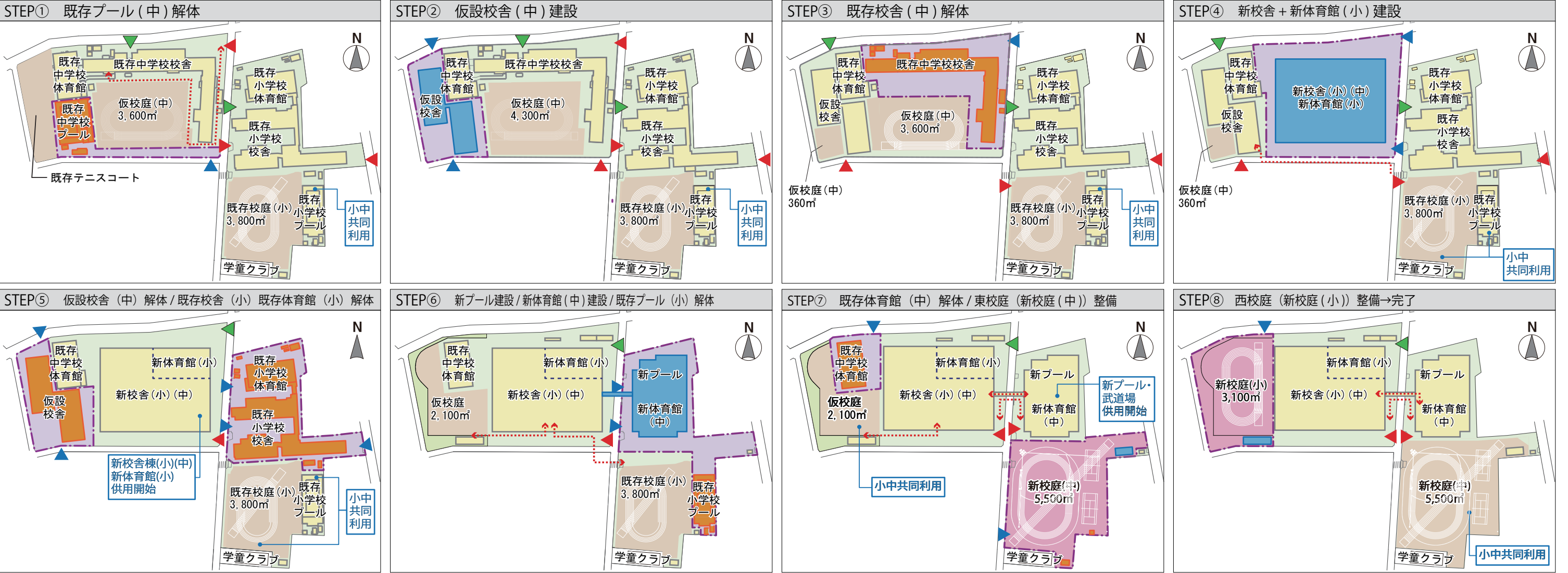
練馬区立上石神井小学校および上石神井中学校は、校舎等改築に向け令和 6 年 9 月から事業を進めてきたが、工事期間中の仮設運動場の確保を図るため、以下のとおり改築スケジュール等を変更する。

2 変更点

	変更前	変更後
仮設校舎工事着手	令和 9 年 4 月	令和 8 年 11 月
仮設校舎へ引越し	令和 9 年 12 月	令和 9 年 8 月
既存校舎解体工事着手	令和 10 年 1 月	令和 9 年 9 月
新校舎工事着手	令和 10 年 7 月	令和 10 年 3 月
新校舎へ引越し	令和 12 年 8 月	令和 12 年 12 月
運動場整備工事完了	令和 14 年 6 月	令和 15 年 9 月
新校舎建設中の仮設運動 場面積	1,800m ²	3,800m ²
仮設校舎棟数	2 棟	1 棟

3 工事スケジュール
添付のとおり

■工事ステップ図



■事業工程表案

年		令和8年												令和9年												令和10年												令和11年												令和12年												令和13年												令和14年												令和15年																																																											
年度		令和8年度												令和9年度												令和10年度												令和11年度												令和12年度												令和13年度												令和14年度												令和15年度																																																											
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																														
工事ステップ		STEP1												STEP2												STEP3												STEP4																																				STEP5												STEP6																																				STEP7												STEP8											
西敷地	仮設													(中) 仮設校舎建設・9か月												(中) 仮設校舎利用期間・40か月																																				(中) 仮設解体・6か月																																																																																			
	校舎													(中) プール解体・5か月												(中) 校舎解体・8か月																																																												(中) 体育館解体・5か月																																																											
	体育館																																					(小・中) 校舎 (小) 体育館建設・33か月																																																																																																											
	外構																																																																																					(小) 校庭整備1・5か月																								(小) 校庭整備2・6か月																																			
東敷地	仮設																																																																																																																																																
	校舎																																																																									(小) 校舎・体育館解体・8か月																								(小) プール解体・5か月																																															
	体育館																																																																																																	(中) 体育館・格技室 (小・中) プール建設・19か月																																															
	外構																																																																																																	(中) 校庭整備・10か月																																															